

令和6年7月29日（月）午後1時59分

令和6年

滋賀県国民健康保険団体連合会

通常総会議事録

滋賀県国民健康保険団体連合会

令和6年通常総会

開催日時 令和6年7月29日（月曜日）午後1時59分開会

開催場所 ピアザ淡海滋賀県立県民交流センター 大会議室

出席者数（22人）

理事長	橋川 渉	草津市長
副理事長	有村 国知	愛荘町長
副理事長	桂田 俊夫	
兼常務理事		
会 員	三日月 大造	滋賀県知事（代）
	佐藤 健司	大津市長
	和田 裕行	彦根市長（代）
	浅見 宣義	長浜市長（代）
	小西 理	近江八幡市長
	小椋 正清	東近江市長（代）
	森中 高史	守山市長
	栢木 進	野洲市長
	生田 邦夫	湖南市長
	岩永 裕貴	甲賀市長
	福井 正明	高島市長（代）
	平尾 道雄	米原市長（書）
	竹村 健	栗東市長
	堀江 和博	日野町長
	西田 秀治	竜王町長
	伊藤 定勉	豊郷町長
	寺本 純二	甲良町長
	久保 久良	多賀町長（代）
	越智 眞一	医師国保組合理事長

1. 議決事項

- 議案第15号 令和5年度滋賀県国民健康保険団体連合会事業報告の認定について
- 議案第16号 令和5年度滋賀県国民健康保険団体連合会一般会計歳入歳出決算認定について
- 議案第17号 令和5年度滋賀県国民健康保険団体連合会診療報酬審査支払特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第18号 令和5年度滋賀県国民健康保険団体連合会職員退職給与金特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第19号 令和5年度滋賀県国民健康保険団体連合会介護保険事業関係業務特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第20号 令和5年度滋賀県国民健康保険団体連合会障害者総合支援法関係業務等特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第21号 令和5年度滋賀県国民健康保険団体連合会第三者行為損害賠償金支払特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第22号 令和5年度滋賀県国民健康保険団体連合会後期高齢者医療事業関係業務特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第23号 令和5年度滋賀県国民健康保険団体連合会特定健診診査・特定保健指導等事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第24号 令和6年度滋賀県国民健康保険団体連合会一般会計歳入歳出第二回補正予算について
- 議案第25号 令和6年度滋賀県国民健康保険団体連合会診療報酬審査支払特別会計歳入歳出第二回補正予算について
- 議案第26号 令和6年度滋賀県国民健康保険団体連合会介護保険事業関係業務特別会計歳入歳出第一回補正予算について
- 議案第27号 令和6年度滋賀県国民健康保険団体連合会障害者総合支援法関係業務等特別会計歳入歳出第一回補正予算について
- 議案第28号 令和6年度滋賀県国民健康保険団体連合会第三者行為損害賠償金支払特別会計歳入歳出第一回補正予算について
- 議案第29号 令和6年度滋賀県国民健康保険団体連合会後期高齢者医療事業関

議案第30号 係業務特別会計歳入歳出第一回補正予算について
令和6年度滋賀県国民健康保険団体連合会特定健診診査・特定保
健指導等事業特別会計歳入歳出第一回補正予算について

2. 報告事項

報告第 2号 専決処分報告
報告第 3号 滋賀県国民健康保険団体連合会財産目録

○開 会

午後1時59分開会

◇林局長 それでは、定刻となりましたので、只今から国保連合会の通常総会を開会いたします。

開会に当たりまして、橋川理事長よりご挨拶申し上げます。

◇橋川理事長 皆様、こんにちは。

本日、国保連合会通常総会を開催いたしましたところ、皆様方には大変お忙しい中、ご出席を賜りまして誠にありがとうございます。

平素は国保事業の運営につきまして、多大なるご尽力をいただいておりますことに、この場をお借りして厚くお礼を申し上げます。

さて、国保連合会といたしましては、基幹事業である医療機関への診療報酬の審査支払や保険者事務の共同処理、保健事業支援をしっかりと行うとともに、医療保険制度を支えるべく、課せられた役割を果たしてまいり所存でございます。

本日は令和5年度事業報告及び決算、令和6年度補正予算など、重要な議案をご審議いただきます。

また、令和6年度税制改正に係る対応について、国保総合システムに係る令和7年度国庫補助要求の決議について並びに第4期中期経営計画について、ご説明をさせていただきます。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。簡単ではありますが開会に当たりましての挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

◇林局長 次に、本日の出席状況ですが、国保連合会会員21名中、代理出席、書面出席を含めて全員の出席をいただいておりますので、本日の総会が成立することを報告させていただきます。

次に、議長の選出ですが、慣例によりまして橋川理事長にお願いしたいと存じますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇林局長 ありがとうございます。

それでは、橋川理事長、よろしくお願いいたします。

◇橋川議長 それでは、私が議長をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

まず、規約第17条の2及び第18条第2項により、本総会は公開とし、議事録においても公表することをお伝えいたします。

次に、規約第18条の規定によりまして、通常総会の議事録署名者を指名させていただきます。栗東市長の竹村健様、甲良町長の寺本純二様のお二人にお願いをいたします。よろしく申し上げます。

◇

○議決事項

◇橋川議長 それでは、議事に移らせていただきます。

議案第15号、令和5年度事業報告の認定についてから議案第23号、令和5年度特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計歳入歳出決算認定についてまでの9議案は、いずれも関連いたしますので、一括審議いたしたいと思っております。

事務局の説明を求めます。

◇坂井課長 それでは、まず議案第15号、令和5年度滋賀県国民健康保険団体連合会事業報告の認定についての説明をさせていただきます。議案書の1ページから71ページが事業報告となります。本日は、資料1-1の事業報告概要版、資料1-2の事業の状況で説明をさせていただきます。

資料1-1の1ページをご覧ください。【1】本会の運営に関する事項です。会務の適正な運営を図るため、総会、理事会、監事会等の開催と会計監査予備調査、監査法人による監査を実施いたしました。

続きまして、【2】国民健康保険制度の改善強化と財政安定化対策の推進に関する事項です。

(1) 国保制度改善強化全国大会でございますが、令和5年11月13日に開催され、橋川理事長にご出席いただき、国保制度の改善強化に向けた11項目を決議され、政府、国会並びに地元選出国會議員に対し陳情、要請行動を展開してまいりました。特に大きな課題である、国保総合システムの更改に係る財政措置について要請を行いました。このことにつきましては、政府の令和5年度補正予算において25億円が措置されました。

2ページをご覧ください。令和5年度の国保料(税)の収納率ですが、速報値で95.71%となっております。

続きまして、【3】国保総合システムに関する事項です。令和3年3月に公表されました厚生労働省、国保中央会、支払基金の3者連名による「審査支払機能に関する改革工程

表」に沿って、クラウド化への移行切替えを完了いたしました。

続きまして、本会の基幹業務となります、【4】国民健康保険および後期高齢者医療診療報酬等の審査支払に関する事項です。

(1) 国保審査委員会は、審査委員の先生57人体制で審査をしていただいております、画面審査システムを活用し、質の高い審査をしていただいております。審査の件数につきましては、国保・後期合わせまして年間約1,030万件、月平均で約86万件となります。査定額は約8億6,600万円で、査定率では0.367%、全国順位は直近の数値で第3位となっております。

続きまして、【5】保険者共同事業および後期高齢者医療事務代行業務等に関する事項についてです。

4ページをご覧ください。(5) 後期高齢者医療事務代行業務では、広域連合との受託業務拡大に向けた協議によりまして、令和5年度からは医療費通知作成業務など新たに5業務を受託し、実施いたしました。

続きまして、【6】保健事業の推進に関する事項についてです。

(1) 保健事業(健康づくり)推進に関する支援及び情報提供につきましては、③国保・後期高齢者ヘルスサポート事業では、公衆衛生学や生活習慣病専門の医師等からなる保健事業支援・評価委員会を設置し、保険者のデータヘルス計画の策定、実施、評価の支援等を行いました。

5ページをご覧ください。④第3期データヘルス計画策定にかかる支援につきましては、県と共同して、計画のひな形の提供や目標設定などの支援を行いました。⑥、⑦の重複・頻回受診者等訪問指導事業でございますが、後期の健診受診後訪問指導と合わせまして、延べ149人の方へ訪問を実施しています。

(4) 市町保健事業の支援として、県が導入したKDB補完システムの操作研修や資料作成等を実施いたしました。

続きまして、【7】特定健診・特定保健指導に関する事項です。令和6年4月時点の令和5年度の特定健診受診率は40.5%となっております。

6ページをご覧ください。【9】介護保険事業関係業務に関する事項です。介護給付費等審査委員会を開催し、介護保険サービス提供事業所等から提出される介護給付費、地域支援事業の適正な審査及び支払に努めました。

次に、【10】障害者総合支援給付等事業関係業務に関する事項につきましては、障害

介護給付費、障害児施設給付費等の審査支払を行いました。

7ページをご覧ください。【12】滋賀県保険者協議会に関する事項です。滋賀県との共同事務局として、滋賀県内の医療保険者等の加入者に係る健康づくりを推進するため、医療費、健診データ分析などの事業を行いました。また、滋賀県保健医療計画、滋賀県医療費適正化計画などに対する意見提出等をいたしました。会議や事業につきましては記載のとおりでございます。

【13】地域医療の確保に関する事項以降については記載のとおりでございますので、後ほどお目通しください。

続きまして、資料1-2、令和5年度の状況をご覧ください。

本会の基幹業務であります、レセプト審査の指標である査定率などにつきまして、経年の推移を記載しております。なお、これらの項目につきましては、第4期中期経営計画において目標を設定しています。

1. 審査の状況をご覧ください。査定率につきまして、令和5年度は対前年度0.038ポイント増の0.367%で全国3位、年次目標の全国10位以内を達成しています。令和元年度から5年度までの状況では、査定率は令和4年度に対前年度0.004ポイントの減となっておりますが、査定金額は毎年伸びており、全国順位につきましても10位以内の目標を達成しています。

次に、2. 保険者レセプト点検の状況をご覧ください。査定金額につきまして、令和5年度は対前年度21.05%増の1億2,611万9,000円、返戻金額は対前年度6.79%増の4億1,665万3,000円となっております。令和元年度から5年度までの状況では、令和2年度に返戻金額が減となっておりますが、それ以外は査定金額、返戻金額ともに前年を上回る結果となっております。

資料裏面をご覧ください。3. 後期高齢者医療事務代行業務の受託でございますが、後期高齢者医療業務効率化検討ワーキンググループでの協議の結果に基づき、順次、受託業務を拡大しており、令和5年度までに18業務の受託を完了しています。

事業報告は以上でございます。よろしくお願いたします。

◇瀧川主監 続きまして、令和5年度の決算につきまして、ご説明をさせていただきます。総会議案第16号、議案書の72ページから議案第23号の188ページまでとなります。通常総会資料といたしましては、資料2-1から2-4までご用意させていただいておりますが、本日は資料2-1、2-2でご説明させていただきます。

資料2-1をご覧ください。1ページの令和5年度滋賀県国保連合会各会計決算状況の概要でございます。

1ですが、国保連合会の会計は、一般会計と7つの特別会計の8会計で構成をしております。勘定の性格で大別をいたしますと、①と②の2種類となります。①につきましては、保険者から納入いただきます手数料や負担金を財源といたしまして、審査支払業務等の事務を執行する会計、6勘定となります。②でございますが、主に医療費、介護給付費等の保険者負担分を医療機関や介護事業所等に受け払いをする会計、15勘定となります。合計21勘定となります。

令和5年度の全勘定の総額ですが、こちらにつきましては資料2-2のA3判、こちらでご説明をさせていただきます。資料2-2をご覧ください。

1ページでございます。下から3行目になります。表側の総合計等を記載しているところになります。こちらの歳入合計が4,390億1,926万9,647円、歳出合計が4,387億8,185万4,703円の対前年度比3.85%増、歳入歳出差引額が2億3,741万4,944円でございます。なお、この表の括弧書きにつきましては、前年度決算額となります。

また、一番上の一般会計と、下から2行目、3行目の各合計欄には山括弧の記載がございますけれども、こちらにつきましては、令和4年度に介護・障害福祉職員の処遇改善支援事業の受け払いをいたしました約10億8,000万円が含まれておりますので、これを差し引いた前年度決算額を、山括弧で記載をさせていただいております。

次に、全勘定のうち、保険者から納入をいただきます手数料、負担金を財源といたしまして、事務執行を伴う会計の、一般会計を含む6つの勘定につきましては表中、網がけの部分となります。その合計につきましては、下から2行目の6会計、網がけの合計額となります。こちらの歳入合計が41億4,363万3,604円、対前年度比14.37%減、歳出合計が39億6,446万3,12円、対前年度比15.65%減で、歳入歳出差引額が1億7,917万3,292円でございます。本会が取り扱う会計全体の約0.9%の会計規模となります。残り99%強が診療報酬、また介護給付費等の受け払いを行う、網かけをしていない会計となります。

網かけをしている、事務執行を伴う会計の歳出に係ります前年度比較でございますが、先ほど申しました令和4年度に、介護・障害福祉職員の処遇改善支援事業の受け払いをいたしました計約10億8,000万円を除きますと、歳出合計、対前年度比で9.7

2%増の約3億5,100万円増となります。

その主な要因でございますけれども、この資料の右側でございます説明の欄に記載させていただいておりますように、各業務勘定におきまして機器更改経費を支出しております、その合計が約2億7,500万円、国保中央会に対する各システムの開発負担金が、合計で7,250万円でございます。なお、網かけの6勘定の概要につきましては、2ページ以降に記載をさせていただいております。

次に、網かけをしていない部分の、医療費等の受け払いをする各種支払勘定についてでございます。1ページの一番下の行の、支払勘定等合計の欄になります。歳入合計4,348億7,563万6,043円、歳出合計は4,348億1,739万4,391円でございます、対前年度比4.07%増となっております。

その内訳となる主な勘定についてでございます。網かけをしていない一番上の行の診療報酬審査支払特別会計の国保支払勘定につきましては、やや大きめの文字にしているところがございます。対前年度比0.76%減の、支払額は946億4,923万4,628円でございます、昨年度を少し下回るものとなっております。団塊の世代が後期高齢者へ移行されたことや被用者保険の適用拡大など、被保険者数が減少傾向にあることから、医療費も比例して減少をしている状況でございます。

その下、公費の支払勘定でございますが、感染症公費をはじめ、その他の公費におきましても減少しております、対前年度比11.83%減となっております。

さらに、その下でございます。福祉医療費支払勘定でございますが、子ども医療費助成制度の範囲拡大等によりまして、対前年度比5.67%増の、支払額は39億4,025万9,736円となっております。

その下、出産育児一時金の支払勘定につきましては、令和5年4月から支給額が42万円から50万円に変更されたことによりまして、対前年度比12.67%増となっております。

さらに、その下でございます。抗体検査等の支払勘定につきましては、風しん、新型コロナウイルスの予防接種費用の受け払いの会計となります。接種対象者の減少によりまして、対前年度比で76.03%減となっております。

少し飛ばさせていただきまして、4行下がっていただきまして、介護保険でございます。介護保険の特別会計に係ります介護給付費等の支払勘定につきましては、受給者数の増に伴いまして、対前年度比3.61%増の、支払額は1,117億1,789万7,486

円でございます。

さらに、そこから3行下がっていただきまして、障害介護給付費の支払勘定でございますが、対前年度比7.88%増、その下の障害児給付費の支払勘定につきましては、対前年度比15.29%増と、それぞれ増加をしております。受給者数の増加や、障害者におきましては支援体制等の充実が図られたことによるものと考えております。

さらに、3行下がっていただきまして、やや大きめの文字にしております後期高齢者医療の支払勘定でございます。対前年度比6.56%増で、支払額は1,766億2,709万9,694円となっております。被保険者数の増加に伴いまして、医療費についても増加傾向となっております。

その下、後期の公費でございます。感染症等の公費の減少によりまして、対前年度比は13.12%減となっております。

2行下がっていただきまして、特定健診の支払勘定でございます。対前年度比0.58%増、その下の後期に係ります特定健診につきましては、対前年度比14.23%増で、被保険者数の増加によるものと考えております。

決算につきましては以上となります。

◇橋川議長 ご審議をいただく前に、去る6月27日に監査を受けておりますので、野洲市長の栢木監事より監査報告をお願いします。

◇栢木監事 通常総会議案の203ページをご覧ください。

去る6月27日、国保連合会におきまして、竜王町の西田町長と私、野洲市長の栢木が令和5年度決算監査を実施いたしましたので、その結果についてご報告させていただきます。

令和5年度における業務の概況を聴取し、会計を監査いたしましたところ、業務の運営については努力の成果が認められ、会計経理も適正に処理され、会計諸帳簿及び証憑書類もまた整理良好と認めましたので、ここにご報告申し上げます。

以上でございます。

◇橋川議長 ありがとうございます。また、監査法人による監査を受けておりますので、監査室よりご報告させていただきます。

◇竹若参与 監査法人によります令和5年度決算に係る監査の結果について、ご報告させていただきます。通常総会議案の204ページをご覧くださいと思います。只今ご報告をいただきました監査結果報告の次のページでございます。

去る6月12日、13日、14日の3日間、ひかり監査法人によります監査を受けました結果、報告書の最初のところに記載されております監査の意見のところでございます。3行目からでございますけれども、決算書類が全ての重要な点において、滋賀県国保連合会会計規則に準拠して作成されているものと認めるとの意見をいただいておりますので報告申し上げます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

◇橋川議長 それでは、議案第15号から第23号までの事業報告並びに各会計決算について、ご質問、ご意見はございませんか。

ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

◇橋川議長 ないようですので、採決に入ります。

議案第15号から議案第23号までを原案どおり議決することについて、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇橋川議長 ありがとうございます。

全員賛成と認め、議案第15号から議案第23号までは原案のとおり議決いたしました。

続いて、議案第24号、令和6年度一般会計歳入歳出第二回補正予算についてから、議案第30号、令和6年度特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計歳入歳出第一回補正予算についてまでの7議案につきましては、いずれも関連いたしますので、一括審議いたしたいと思います。

事務局の説明を求めます。

◇瀧川主監 令和6年度の補正予算について、ご説明させていただきます。

通常総会議案第24号、議案書の206ページから、議案第30号、議案書の250ページとなります。資料につきましては、資料3-1と3-2を準備させていただいておりますが、本日は資料3-1でご説明をさせていただきます。

資料3-1、1ページをご覧ください。主な補正項目についてでございます。3点ございます。

枠囲みの1つ目の丸ですが、令和5年度決算に伴います、各会計の繰越金に関する補正でございます。決算で繰越金が確定いたしますので、令和6年度の収入の繰越金を補正いたしまして、支出につきましては予備費を補正するものでございます。

2つ目の丸でございます。感染症発生に係ります流行初期医療確保措置事業に関しまして、国保連合会に事務の一部を委託されることになっておりますので、国保と後期の業務勘定に係ります補正となります。

3つ目の丸でございます。国庫補助金の返還に関するものでございまして、一般会計と国保の公費支払勘定に係るものとなります。各議案別にご説明をさせていただきます。

1ページの中段、議案第24号、一般会計歳入歳出第二回補正予算でございます。補正額は、総額304万円の減でございます。補正の内容といたしましては、①は繰越金の補正で、介護保険の会計におきましては、一般会計からの繰入れによりまして収支均衡を図ってまいりましたが、令和5年度決算に伴いまして繰越金を充当し、財源更正を行うものでございます。②につきましては、国庫補助金の返還に関する補正となります。

続きまして、議案第25号でございます。診療報酬審査支払特別会計歳入歳出第二回補正予算でございます。(1)業務勘定から2ページのほうに参りまして、2ページの(5)出産育児一時金支払勘定まで合わせまして、5,244万5,000円の増となります。

主に繰越金に伴うものでございますが、1ページの(1)業務勘定の②につきましては、流行初期医療確保措置に関する事業の補正と、2ページの(3)公費支払勘定の②につきましては、例年の交付金の返還となります。

次に、2ページの議案第26号でございます。介護保険事業関係業務特別会計から、3ページ、4ページにかけての議案第30号、特定健康診査・特定保健指導等事業の特別会計に係ります第一回補正予算につきましては、それぞれの勘定で主に繰越金を増額し、併せまして、歳出の予備費を増額する補正となっております。

なお、議案第26号の介護保険事業関係業務特別会計の(1)業務勘定につきましては、先ほど申し上げました一般会計からの繰入金繰越金に、財源更正を行うこととでございます。

また、議案第29号、後期高齢者医療事業関係業務特別会計の業務勘定の②につきましては、感染症の流行初期医療確保措置事業に伴います補正となります。詳細につきましては、資料3-2として添付をさせていただいております。

補正予算につきましては以上でございます。どうぞよろしくお願いたします。

◇橋川議長 議案第24号から議案第30号までの補正予算について、ご質問、ご意見はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

◇橋川議長 ないようですので、採決に入ります。

議案第24号から議案第30号まで、原案どおり議決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇橋川議長 ありがとうございます。

全員賛成と認め、議案第24号から議案第30号までは原案どおり議決いたしました。続いて、報告事項に入ります。

報告第2号、専決処分報告及び報告第3号、財産目録について、一括して事務局の説明を求めます。

◇瀧川主監 それでは、専決処分報告をさせていただきます。通常総会議案書の後ろのほうになります、水色の合紙が入っております次のページ、258ページからとなります。

258ページをご覧ください。報告第2号、専決処分報告は全部で11項目ございます。

1から5につきましては、令和5年度決算見込みに伴います積立金の増額補正と、診療報酬等の増額補正予算となります。

後半の6、7につきましては、令和6年度におきます増額補正予算となります。いずれも、予算編成時には不確定だった事業についての補正予算となります。

6につきましては、介護・障害職員等の処遇改善支援事業の実施に伴いまして、滋賀県からの委託費を増額補正したものでございます。7につきましては、新型コロナウイルス感染症のワクチン接種等の費用の支払いと、事務費の増額補正となります。いずれも、理事長専決とさせていただきます。

次の8と9につきましては、退職者医療制度の経過措置等の廃止に伴うものでございます。8につきましては規則の廃止を、9につきましては、それに関連をいたしまして規則の一部改正となります。

次の259ページですが、10の診療報酬審査支払規則の一部改正と、11の後期高齢者医療に係ります特別会計経理規則の一部改正につきましては、国通知による規則例の改正に準じたものとなります。

なお、8から11の改正につきましては、先日の7月16日開催の第3回理事会において承認いただいております。

以上が報告第2号でございます。

続きまして、報告第3号でございます。この議案書の最後のページから1枚戻っていただきまして、318ページから319ページが財産目録となります。こちらをもちまして、財産報告とさせていただきます。

以上となります。

◇橋川議長 以上の報告事項について、ご質問、ご意見はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

◇橋川議長 ないようでありますので、以上で報告事項を終わります。

それでは、次に、説明事項が3点ありますので、事務局の説明を求めます。

◇瀧川主監 それでは、令和6年度税制改正に係る対応について、ご説明をさせていただきます。現時点では不明な部分が多くございますが、明らかになっている範囲でご説明をさせていただきたいと思っております。

資料につきましては、資料4の参考をご用意させていただいております。説明につきましては、資料4でさせていただきます。

1つ目の丸、法人税法施行令の一部改正が令和6年4月1日に施行されまして、国保連合会の業務のうち、一定の要件に該当する業務は収益事業から除外されることとなりました。通知文につきましては、資料4の参考としてつけさせていただいております。

その下、アスタリスクのところでございますが、令和5年度までの取扱いでございます。国保連合会が保険者等から委託を受けまして、手数料を頂いて行う事務につきましては原則、法人税法に規定する収益事業に該当することになっていりましたが、厚生労働省と国税庁との協議によりまして、実費弁償方式により行われるものであり、あらかじめ税務署長の確認を受けたときは収益事業とされないということで、通達による取扱いであったものが今般、法改正がされたというものでございます。

2つ目の丸でございます。一定の要件でございます。一定の要件とは、①といたしまして、保険者等から委託を受けた請負業、②といたしまして、国保法等の規定に基づく事業でございます。③が、余剰が生じた場合は翌年度に手数料を減額するとされている事業ということでございます。

次に、3つ目の丸でございます。上の要件に満たない収益事業がある場合につきましては、新たに収益事業に係る会計を新設いたしまして、法人税法の申告または納税が必要となるということでございます。

最後の丸となります。現時点では、国からの手続等の詳細が示されておりません。それ

らが明らかになり次第、収益事業と非収益事業の切り分けを含めまして、関係する規則改正、また、令和6年度の予算の補正について、改めてご相談をさせていただきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

税制改正につきましては、以上となります。

◇林局長 続きます、国保総合システムに係る令和7年度国庫補助要求の決議についてのご説明をさせていただきたいと存じます。資料のほうは、資料5でご説明させていただきたいと思います。

こちらの決議でございますが、6月28日の国保中央会の臨時総会において承認されたものでございます。

この内容でございますけれども、国保総合システムにつきましては、「審査支払機能に関する改革工程表」に沿いまして、第1段階のクラウド化への移行、それから、支払基金システムとの受付領域を共同利用するためのシステム開発に取り組みまして、令和6年度より稼働を開始しております。さらに、第2段階への対応といたしまして、支払基金と審査領域を共同利用するための検討が進められております。

しかしながら、第1段階のシステム開発において、開発期間が限られているという中で、システムの障害等のリスクを避けていくということで段階的に進めていくということにしたことから、クラウドサービスを十分活用するなどシステムを最適化するには至らず、早急にシステムを最適化して保守・運用費の縮減を図ることが不可避となっております。それから、これらの必要な財源について、被保険者の追加的な負担が生じないよう、国の責任において、必要な財政措置を講じるよう強く要望するという内容になってございます。

これまでの国庫補助の状況でございますが、第1段階の対応に要する開発経費について、改革工程表に基づきシステム更改の内容を大幅に見直したために、当時110億円の財源不足が生じましたが、令和4年、5年の2か年で全額国庫補助が措置されております。また、令和6年度の最適化に関する費用として、令和5年度補正予算として、前倒しで25億円が措置をされております。

この決議をもちまして、国保中央会では、厚生労働省及び財務省への陳情をはじめ、主要な国会議員等への陳情を行う予定ということでございます。また、各地方団体の動きとして、重点提言あるいは要望としてご決定をいただいているところでございます。

本会においては、この決議を踏まえまして、秋以降の予算編成に向け、全国大会等での

要望活動について、国保中央会と協議の上、対応したいと考えております。

以上でございます。どうぞよろしくお願いをいたします。

◇坂井課長 それでは、続きまして、第4期中期経営計画の令和5年度の進捗状況につきまして説明をさせていただきます。資料につきましては、資料6となります。

内容は、事業報告と重複する部分もございますので、かいつまんで説明させていただきます。

それでは、資料6の1ページをご覧ください。第4期中期経営計画は、令和5年度から7年度までの3か年を計画期間とし、3年後の本会の望ましい姿を5つの項目に定めて計画したものでございます。

2ページをご覧ください。括弧書きの数字の項目がそれぞれ望ましい姿の5項目に対応した区分、丸数字が計画番号、その横の記載が事業名となります。それぞれの計画の下に、クリーム色の枠囲みで進捗状況を記載しております。

それではまず、(1)審査の質の向上です。①審査の質の向上につきましては、査定率0.365%、全国3位となっています。

②訪問看護レセプトの電子化につきましては、受入れ体制を準備し、令和6年7月の受付から電子化が始まっています。

(2)共同事業につきましては、2ページの項番③から4ページの⑬まで11項目あります。③感染症法、予防接種法の改正による請求支払業務についてです。予防接種に関しましては、現在、国保中央会におきまして、デジタル化に向けてシステム開発が行われているところです。感染症法に関しましては、本年1月に公布されました流行初期医療確保措置に係る事務の委託契約の締結に向け、県健康危機管理課と調整中です。

④第三者行為求償事務の充実・強化は、受託件数260件、収納金額は2億3,573万円です。

⑤保険者レセプト点検共同事業の強化は、1人当たり財政効果額が国保188円、後期393円です。

3ページをご覧ください。⑩国民健康保険にかかるシステムの標準化を踏まえた市町事務の標準化・広域化への対応につきましては、滋賀県国保市町連携会議の資格管理・給付事務部会へ参画しており、部会において、課題となっている高額療養費の自動償還についての検討を行いました。

⑪デジタル社会に適応した機器更改への対応は、国保総合システム、国保情報集約シ

システム、KDBシステムの機器更改を行い、クラウド化に対応しています。

4ページをご覧ください。(3)保健事業については、⑭データヘルス計画への支援の充実・強化につきましては、令和5年度は第3期データヘルス計画を策定する年でありましたので、その支援を行いました。

⑮、⑯は重複・頻回受診者等訪問指導事業です。令和5年度は重複服薬者に加えて、多剤服薬者の訪問を実施しています。なお、⑯の後期高齢者に係る訪問指導事業につきましては、令和5年度から訪問指導までを行っています。

5ページをご覧ください。⑰健診受診後訪問指導事業の後期につきましては、令和5年度から事業を実施しております。

⑱特定健診受診率・特定保健指導実施率向上対策は、県との共同事業として、市町から受診勧奨する対象の設定をご報告いただきまして、対象者の抽出と勧奨通知の事業評価を行いました。

次に、(4)組織体制の整備及び財政基盤の確立です。6ページをご覧ください。㉑財政基盤の確立と健全な財政運営につきましては、令和5年度にはインボイス制度が導入されましたので、その対応を行っています。

最後に、(5)安全管理体制の確立です。㉒情報セキュリティ対策の強化につきましては、クラウドサービスの普及と、個人情報保護に対する必要性が高まったことによるISO/IEC27001の要求事項の改正に伴い、ISMS、情報セキュリティマネジメントシステムの運用管理策の見直しを行い、ISMSサーベイランス審査及び移行審査を受け、承認されました。

第4期中期経営計画の進捗状況の説明は以上となります。

◇橋川議長 以上の説明事項について、ご質問、ご意見はございませんか。

[「なし」の声あり]

◇橋川議長 ないようですので、説明事項を終わります。

以上をもちまして、本日の提出議案、報告事項等の議事は終了いたしました。

ほかに、この際、皆様からご意見はございませんか。

○閉 会

◇橋川議長 なければ、本日の通常総会を閉会とさせていただきます。誠に円滑なる進行、ご協力を賜りましてありがとうございました。

午後 2 時 4 4 分閉会

上記会議の顛末を記載して間違いのないことを認めるためここに署名
いたします。

令和6年10月21日

議 長

草津市長

橋川 渉

議事録署名者

栗東市長

竹村 健

甲良町長

寺本 純二